

令和6年度

上里町 一般会計 特別会計 一特企 予算書

上 里 町

目 次

一 般 会 計

令和6年度 上里町一般会計予算	1
-----------------	---

特 別 会 計

令和6年度 上里町国民健康保険特別会計予算	11
-----------------------	----

令和6年度 上里町介護保険特別会計予算	17
---------------------	----

令和6年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算	23
------------------------	----

企 業 会 計

令和6年度 上里町水道事業会計予算	29
-------------------	----

令和6年度 上里町下水道事業会計予算	35
--------------------	----

令和6年度 上里町農業集落排水事業会計予算	41
-----------------------	----

令和 6 年度

上里町一般会計予算

令和6年度 上里町一般会計予算

令和6年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,749,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		3,911,528
	1 町 民 税	1,590,033
	2 固 定 資 産 税	1,977,623
	3 軽 自 動 車 税	123,440
	4 町 た ば こ 税	220,432
2 地 方 譲 与 税		115,400
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	27,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	85,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,400
3 利 子 割 交 付 金		700
	1 利 子 割 交 付 金	700
4 配 当 割 交 付 金		17,000
	1 配 当 割 交 付 金	17,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		17,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		41,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	41,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		620,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	620,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		20,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金		113,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	30,000
	2 定 額 減 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	83,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税		1,210,000
	1 地方交付税	1,210,000
12 交通安全対策特別交付金		4,517
	1 交通安全対策特別交付金	4,517
13 分担金及び負担金		15,256
	1 負担金	15,256
14 使用料及び手数料		97,826
	1 使用料	86,613
	2 手数料	11,213
15 国庫支出金		1,468,623
	1 国庫負担金	1,111,079
	2 国庫補助金	352,021
	3 委託金	5,523
16 県支出金		829,260
	1 県負担金	583,318
	2 県補助金	195,950
	3 委託金	49,992
17 財産収入		4,895
	1 財産運用収入	4,893
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		59,000
	1 寄附金	59,000
19 繰入金		1,439,703
	1 基金繰入金	1,439,700
	2 特別会計繰入金	3
20 繰越金		100,000

(単位：千円)

款		項	金額
20	繰越金	1 繰越金	100,000
21	諸収入		58,592
		1 延滞金・加算金及び過料	7,686
		2 預金利子	1
		3 貸付金元利収入	872
		4 雑入	50,032
		5 受託事業収入	1
22	町債		597,700
		1 町債	597,700
	歳入	合計	10,749,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		107,616
	1 議 会 費	107,616
2 総 務 費		1,484,007
	1 総 務 管 理 費	1,216,718
	2 徴 税 費	178,300
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	79,690
	4 選 挙 費	301
	5 統 計 調 査 費	8,397
	6 監 査 委 員 費	601
3 民 生 費		4,127,501
	1 社 会 福 祉 費	2,160,961
	2 児 童 福 祉 費	1,966,440
	3 災 害 救 助 費	100
4 衛 生 費		1,215,401
	1 保 健 衛 生 費	836,275
	2 清 掃 費	379,126
5 農 林 水 産 業 費		161,037
	1 農 業 費	161,037
6 商 工 費		66,003
	1 商 工 費	66,003
7 土 木 費		1,023,630
	1 土 木 管 理 費	69,116
	2 道 路 橋 り よ う 費	342,350
	3 河 川 費	3,546
	4 都 市 計 画 費	508,281
	5 住 宅 費	100,337

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		471,375
	1 消 防 費	471,375
9 教 育 費		1,233,058
	1 教 育 総 務 費	390,453
	2 小 学 校 費	251,352
	3 中 学 校 費	97,338
	4 社 会 教 育 費	254,227
	5 保 健 体 育 費	239,688
10 公 債 費		839,191
	1 公 債 費	839,191
11 諸 支 出 金		181
	1 基 金 費	180
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	10,749,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共用地先行取得事業 (令和6年度取得分)	令和6年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農業近代化資金利子補給 (令和6年度分)	令和6年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
上里町総合文化センター指定管理委託	令和7年度から 令和8年度まで	43,462
長幡小学校放課後児童クラブ業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	38,772
保健センター等複合施設整備事業	令和7年度	1,166,492
消 防 車 両 購 入	令和6年度から 令和7年度まで	38,014

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁 舎 管 理 事 業	38,800	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
長 幡 児 童 館 計 画 改 修 事 業	84,700			
保 健 セ ン タ ー 等 複 合 施 設 整 備 事 業	226,300			
道 路 維 持 補 修 事 業	90,000			
神 流 リ バ ー サ イ ド ロ ー ド 事 業	44,500			
消 防 施 設 整 備 事 業	26,400			
小 学 校 管 理 運 営 事 業	57,000			
臨 時 財 政 対 策 債	30,000			
計	597,700			

令和 6 年度

上里町国民健康保険特別会計予算

令和6年度 上里町国民健康保険特別会計予算

令和6年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,237,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		604,425
	1 国 民 健 康 保 険 税	604,425
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,321,472
	1 県 補 助 金	2,321,472
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		306,852
	1 他 会 計 繰 入 金	306,851
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		5,009
	1 延 滞 金 及 び 過 料	5,001
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	7
歳 入	合 計	3,237,763

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		71,689
	1 総 務 管 理 費	65,699
	2 徴 税 費	5,451
	3 運 営 協 議 会 費	288
	4 趣 旨 普 及 費	251
2 保 険 給 付 費		2,289,715
	1 療 養 諸 費	1,971,543
	2 高 額 療 養 費	306,584
	3 移 送 費	33
	4 出 産 育 児 諸 費	9,004
	5 葬 祭 諸 費	2,500
	6 傷 病 手 当 金	51
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		819,296
	1 医 療 給 付 費 分	542,285
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	208,699
	3 介 護 納 付 金 分	68,312
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		49,885
	1 保 健 事 業 費	16,063
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	33,822
6 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
7 諸 支 出 金		4,175
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,174
	2 繰 出 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	3,237,763

令和 6 年度

上里町介護保険特別会計予算

令和6年度 上里町介護保険特別会計予算

令和6年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,085,348千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		493,329
	1 介 護 保 険 料	493,329
2 国 庫 支 出 金		381,600
	1 国 庫 負 担 金	334,341
	2 国 庫 補 助 金	47,259
3 支 払 基 金 交 付 金		525,348
	1 支 払 基 金 交 付 金	525,348
4 県 支 出 金		292,819
	1 県 負 担 金	272,394
	2 県 補 助 金	20,425
5 繰 入 金		392,221
	1 一 般 会 計 繰 入 金	364,222
	2 基 金 繰 入 金	27,999
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		30
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	29
歳 入	合 計	2,085,348

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		82,061
	1 総 務 管 理 費	44,402
	2 徴 収 費	2,699
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	34,682
	4 趣 旨 普 及 費	278
2 保 険 給 付 費		1,866,872
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,740,696
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	31,455
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	44,920
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,015
	5 審 査 支 払 手 数 料	1,030
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	42,756
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		135,211
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	56,354
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	78,857
5 諸 支 出 金		703
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	702
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,085,348

令和 6 年度

上里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号

令和6年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 445, 447千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		318,376
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	318,376
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		112,349
	1 一 般 会 計 繰 入 金	112,349
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		14,221
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	11,805
	4 雑 収 入	2,413
歳 入 合 計		445,447

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		27,781
	1 総 務 管 理 費	26,217
	2 徴 収 費	1,564
2 後期高齢者医療広域連合納付金		416,255
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	416,255
3 諸 支 出 金		911
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	910
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	445,447

令和6年度

上里町水道事業会計予算

令和6年度 上里町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,592 戸
(2) 年間給水量	3,551,000 m ³
(3) 一日平均給水量	9,702 m ³
(4) 主な建設改良事業	
イ 配水管布設工事等	51,273 千円
ロ 老朽管更新事業	81,000 千円
ハ 浄水場更新工事	248,511 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			648,592 千円
第1項 営業収益			599,806 千円
第2項 営業外収益			48,785 千円
第3項 特別利益			1 千円

	支	出	
第1款 事業費			510,215 千円
第1項 営業費用			467,311 千円
第2項 営業外費用			34,904 千円
第3項 特別損失			4,000 千円
第4項 予備費			4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額153,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,537千円、当年度分損益勘定留保資金115,945千円及び減債積立金2,547千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資本的収入	436,035 千円
第 1 項	企業債	410,000 千円
第 2 項	補助金	120 千円
第 3 項	負担金	25,915 千円

支 出		
第 1 款	資本的支出	589,064 千円
第 1 項	建設改良費	427,893 千円
第 2 項	企業債償還金	161,171 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1資本的支出	1建設改良費	上里町浄水場 (土木・建築) 第2次改修工事	566,240	令和6年度	248,511
				令和7年度	277,909
				令和8年度	39,820

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
上里町浄水場 (土木・建築) 第2次改修工事施工監理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	14,634

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 老朽管更新・ 配水管布設工事等 浄水場更新事業	386,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
資本費平準化債	24,000			
計	410,000			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 49,861 千円
- (2) 交際費 10 千円

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金のうち2,547千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 2,547 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、6,145千円と定める。

令和6年3月4日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一

令和6年度

上里町下水道事業会計予算

令和6年度 上里町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和6年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,332 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	439,700 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,205 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 汚水管渠築造事業	266,264 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		306,142 千円
第 1 項 営 業 収 益		110,038 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		196,103 千円
第 3 項 特 別 利 益		1 千円
	支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		303,633 千円
第 1 項 営 業 費 用		261,963 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		40,669 千円
第 3 項 特 別 損 失		1 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82,754千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,196千円、過年度分損益勘定留保資金62,732千円及び当年度分損益勘定留保資金1,826千円で補てんするものとする。)

	収	入
第 1 款 資本的収入		432,935 千円
第 1 項 企業債		274,700 千円
第 2 項 国庫補助金		115,400 千円
第 3 項 分担金及び負担金		4,005 千円
第 4 項 他会計補助金		20,930 千円
第 5 項 他会計負担金		17,900 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		515,689 千円
第 1 項 建設改良費		384,423 千円
第 2 項 企業債償還金		131,266 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める

事 項	期 間	限 度 額
下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償（令和6年度分）	令和6年度から 令和9年度まで	当該資金の貸し付けにより生ずる元金、利子及び遅延金に相当する額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	147,900千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	89,300千円			
資本費平準化債	37,500千円			
計	274,700千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 29,516 千円

令和6年3月4日 提出

上里町長 山下博一

令和6年度

上里町農業集落排水事業会計予算

令和6年度 上里町農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度上里町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	68 戸
(2) 年間排水量	15,941 m ³
(3) 一日平均排水量	44 m ³
(4) 主な建設改良事業	
イ 農業集落排水処理施設工事	1,801 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	12,723 千円
第1項 営業収益	2,575 千円
第2項 営業外収益	10,148 千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費	15,532 千円
第1項 営業費用	14,751 千円
第2項 営業外費用	781 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款	資	本	的
第 1 項	企	業	債
第 2 項	出	資	金
			8,288 千円
			6,400 千円
			1,888 千円
	支	出	
第 1 款	資	本	的
第 1 項	建	設	改
第 2 項	企	業	債
			償
			還
			金
			8,314 千円
			1,801 千円
			6,513 千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債務として整理する未払金の金額は、13,432千円である。

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債 農業集落排水建設 改良事業	1,700	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
資本費平準化債	4,700			
計	6,400			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,525 千円

令和6年3月4日 提出

上里町長 山下博一